

事 務 連 絡
令和元年 8 月 8 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成 30 年 7 月豪雨の被災地域での建設工事における
予定価格の適正な設定について（周知）

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

今般、平成 30 年 7 月豪雨により被災した広島県においては、復旧・復興事業等による工事量の増大の他、交通規制による作業効率の低下等により、作業日当たりの作業量の低下が生じていることが確認されました。このため、広島県及び広島市に対し、県内で実施される国土交通省直轄工事の積算方法について定められた当面の運用（別添）を参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めるよう、別紙のとおり依頼しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

国土入企第9号
令和元年8月8日

関係県入札契約担当部局長 殿
関係指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事における
予定価格の適正な設定について（周知）

平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成30年7月13日付け総行行第157号・国土入企第18号）において、積極的に見積りを活用した積算などを通じ、適正な予定価格の設定に努めるよう依頼してきたところです。

今般、平成30年7月豪雨により被災した広島県においては、復旧・復興事業等による工事量の増大の他、交通規制による作業効率の低下等により、作業日当たりの作業量の低下が生じていることが確認されました。このため、広島県内で実施される国土交通省直轄工事の積算方法について、別添のとおり、当面の運用を定めましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれては、別添を参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

（県あてのみ記載）

また、貴県におかれては、貴県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

別添

国技建管第8号
国総公第28号
令和元年8月8日

中国方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における積算方法等について

平成30年7月豪雨により被災した広島県においては、復旧・復興事業等による工事量の増大の他、交通規制による作業効率の低下により標準積算基準と施工実態との間で乖離（作業日当たりの作業量の低下）が生じていることが確認された。

その為、下記のとおり、当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、対象となる県、政令市については、貴局より情報提供されたい。

記

1. 適用対象工事

広島県内で実施される工事で、令和元年8月19日以降に契約締結を行う工事

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日あたり標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全て

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次ぎの補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費： 1. 1 現場管理費： 1. 1

3. 適用にあたって

(1) 令和元年8月19日以降に入札手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

(2) 令和元年8月19日時点において入札手続き中で未契約の工事

契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約を行うこと。

(3) 本通知は、令和2年3月31日までに入札締切日を設定する工事に適用する。

以上